

総務建設常任委員会記録

令和7年12月11日

大 治 町 議 会

大治町議会 総務建設常任委員会記録

招集年月日	令和 7 年 12 月 11 日
招 集 場 所	大治町役場 第1委員会室
開 会	12 月 11 日 午前 9 時 50 分 (第1日)
出席委員	2 番：八神太紀 4 番：後藤田麻美子 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 11 番：吉原経夫
欠席委員	な し
委員外議員	1 番：池田耕介 3 番：手嶋いずみ 6 番：鈴木 満 9 番：松本英隆
会議事件説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 下水道課長：後藤丈顕
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付託事件	議案第74号 大治町下水道条例の一部を改正する条例について

令和7年12月大治町議会定例会
総務建設常任委員会審査日程

(第1日)

令和7年12月11日(木) 午前9時50分開会

- 1 開会宣言
- 2 審査日程の報告

日程第1 議案第74号 大治町下水道条例の一部を改正する条例について



午前9時50分 開会

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

これから本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました、日程第1、議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

吉原経夫でございます。この条例改正は「専属する」を「選任する」ということで議場でも説明がありましたが、専属の場合はその営業所ごとに選んでいって兼ねることができないと。でも、選任の場合はいろいろ兼ねることができるんですが、何カ所まで兼ねることができるのか、国の指針というか、そういうのはあるのでしょうか。

◎下水道課長 後藤 丈顕

選任でございますけれども、一応同一都道府県内の営業所に限るということでございますので、件数とかは別に定まっておられませんので、よろしくをお願いします。

◎吉原 経夫委員

ということは、愛知県内全ての営業所を1人で兼ねることも可能だということでしょうか。

◎下水道課長 後藤 丈顕

というふうに考えております。以上です。

◎吉原 経夫委員

現実的にそれは実際難しいとは思いますが、でもそういうことも法的には可能、条例的に可能になっちゃって、そこら辺は大丈夫なんでしょうか。もしそういう申請が出てきた場合。

◎下水道課長 後藤 丈顕

一応そこまでの定めはございませんので、そういった形になればそういった形で対応されるというふうに思っています。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

これは1営業所を1人と、兼ねることができないという専属から選任と説明をいただきましたように、愛知県内でも全ての市町村を1人でも兼ねることができるということで、現実的にはないかもしれませんが、そこら辺の歯止めがないと、規定なり設けるという考えも情報ないと思いますので、これ余りにも少し危ない条例改正かなと思ひまして、ちょっと反対をさせていただきます。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

若山委員。

◎若山 照洋委員

今回の条例改正は多様な働き方や限られた人材を有効活用する観点から見直しがされ、「愛知県下水道協会に登録された者が専属する業者」を、「愛知県下水道協会に登録された者を選任する業者」に改めるもので、この改正により複数の営業所での兼任を可能にし、より柔軟な人材配置や人手不足の解消にもつながると考えられ、賛成するものです。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 3名]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手多数です。したがって、議案第74号は可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、これで総務建設常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時55分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設常任委員長 三輪 明広